

議案第 8 号

関市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の制定について

関市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 31 年 2 月 18 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

関市の豊かで快適な環境及び魅力ある景観と太陽光発電設備設置事業との調和を図り、もって健全で潤いのある地域社会の発展に寄与するため、この条例を定めようとする。

関市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、関市の豊かで快適な環境及び魅力ある景観と太陽光発電設備設置事業との調和を図るために必要な事項を定めることにより、健全で潤いのある地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備設置事業 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、同条第4項第1号に規定する太陽光を再生可能エネルギー源とする設備（発電に係る附属設備を含む。以下「太陽光発電設備」という。）の設置を行う事業をいう。
- (2) 事業者 太陽光発電設備設置事業を行う者をいう。
- (3) 事業区域 太陽光発電設備設置事業を行う一団の土地をいう。この場合において、事業の実施にあたり工事、資材搬入等のために仮設する道、資材置き場等については、事業区域に含まないものとする。
- (4) 自治会等 その区域に事業区域を含む地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2に規定する地縁による団体、区、自治会その他これらに類する団体をいう。
- (5) 近隣関係者 事業区域に隣接して土地又は建築物を所有する者及び居住する者をいう。
- (6) 対象事業の着手 第6条第1項に規定する対象事業の事業区域内において、太陽光発電設備の設置に係る工事又は当該設置に伴う木竹の伐採、切土、盛土その他の造成を行うことをいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達するよう必要な施策及び適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(事業者及び土地所有者等の責務)

第4条 事業者は、景観法（平成16年法律第110号）その他関係法令及びこの条例を遵守し、本市の豊かで快適な環境と魅力ある景観の維持に十分配慮するとともに、自治会等の住民及び近隣関係者との良好な関係を保つよう努めなければならない。

2 前項の規定は、事業完了後においても適用する。

3 事業区域の土地所有者等（事業区域内の土地について所有権、借地権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者をいう。以下「土地所有者等」という。）は、この条例に定める手続の実施に協力するとともに、本市の豊かで快適な環境と魅力ある景観の維持に十分配慮し、当該土地の適正な管理に努めなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、市の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。

（対象事業）

第6条 この条例の適用の対象となる太陽光発電設備設置事業（以下「対象事業」という。）は、事業区域の面積が1,000平方メートル以上の太陽光発電設備設置事業とする。ただし、建築物の屋根又は屋上に設置するものを除く。

2 前項に規定する面積は、既に実施している太陽光発電設備設置事業の事業区域に近接し、一体的に事業を実施する太陽光発電設備設置事業については、それらの面積を合計した面積とする。

（届出及び協議）

第7条 事業者は、対象事業を市内において実施しようとするときは、対象事業の着手をしようとする日の60日前までに、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出て、協議しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による届出の内容に変更が生じた場合は、遅滞なく、その旨を市長に届け出て、協議しなければならない。ただし、その変更が規則で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3 市長は、前2項の規定による協議が終了したときは、事業者に当該協議が終了した旨を通知するものとする。この場合において、市長は、必要に応じて当該通知に意見を付すことができる。

(自治会等の住民への周知等)

第8条 事業者は、前条第1項の規定による届出をする前に、当該届出に係る対象事業の内容について、自治会等の住民に周知するとともに、自治会等の住民から要請があったときは、当該対象事業に係る説明会を開催しなければならない。

2 前項の規定は、前条第2項の規定による変更の届出をする場合について準用する。

3 事業者は、前2項の場合において、自治会等の住民の理解を得るよう努めなければならない。

(近隣関係者への周知等)

第9条 事業者は、第7条第1項の規定による届出をする前に、当該届出に係る対象事業の内容について、近隣関係者に周知するとともに、近隣関係者から要請があったときは、当該対象事業に係る説明をしなければならない。

2 前項の規定は、第7条第2項の規定による変更の届出をする場合について準用する。

3 事業者は、前2項の場合において、近隣関係者の理解を得るよう努めなければならない。

(着手等の届出及び確認)

第10条 事業者は、対象事業の着手、完了、休止、再開又は廃止をしたときは、遅滞なく、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項に規定する対象事業の完了の届出があったとき、又は必要があるときと認めるときは、立入調査その他の方法により、事業が適切に行われているかどうかを確認するものとする。

(報告及び立入調査)

第11条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者、工事施行者(対象事業の工事を請け負った者又は自ら工事を行う者をいう。)、土地所有者等その他の対象事業の実施に関係する者(以下「事業者等」という。)に対し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に事業区域に係る土地に立ち入り、対象事業に関する事項について調査させ、若しくは事業者等に質問させることができる。

2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指導、助言及び勧告)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対して、適切な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの要件に該当する事業者に対し、期限を定めて適切な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第7条第1項若しくは第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をすること。

(2) 第7条第1項若しくは第2項の規定による協議をせず、又は同条第3項の規定による通知を受ける前に対象事業の着手をすること。

(3) 前項の規定による指導又は助言に正当な理由なく従わないこと。

(4) 前条第1項に規定する報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をすること。

3 事業者は、第1項に規定する指導若しくは助言又は前項の規定による勧告を受けたときは、その処理の状況を市長に報告しなければならない。

(公表)

第13条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告に従わない事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに当該勧告の内容を関係機関に通知するとともに、公表することができる。

2 市長は、前項の規定による関係機関への通知及び公表をしようとするときは、あらかじめ事業者に対して、その理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例は、この条例の施行の日以後に対象事業の着手をする太陽光発電設備設置事業について適用する。

3 この条例の施行の日から60日を経過する日までの間に対象事業の着手をする太陽光発電設備設置事業における第7条第1項の規定の適用については、同項中「対象事業の着手をしようとする日の60日前までに」とあるのは、「速やかに」とする。